

○真岡市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則

昭和49年3月26日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、真岡市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和49年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(条例第2条第1項の規則で定める者)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者が別表に定める程度の精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (2) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者
- (3) 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしていない者
- (4) 配偶者の生死が明らかでない者
- (5) 配偶者から遺棄されている者
- (6) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者

(受給資格者証の交付申請)

第3条 条例第2条の規定による受給資格者証の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 児童扶養手当法第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者は、年金証書（写）又は手当証書（写）
- (2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、次のアからキに掲げる書類
 - ア 戸籍の謄本又は抄本
 - イ 世帯全員の住民票
 - ウ 受給資格者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（以下「養育費」という。）に関する申告書

エ 前条第1号に規定する者にあつては、医師の診断書

オ 前条第2号に規定する者にあつては、刑務所、拘置所等その事実を証明する官公署の書類

カ 前条第3号から第5号までに規定する者及び父母のない児童を扶養する者にあつては、民生委員の証明書

キ 前条第6号に規定する者にあつては、その事実を明らかにする書類

- (3) 受給資格者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者がその年（1月から10月までの間に申請する場合においては、前年）の1月1日において市内に住所を有しなかったときは、その者の1月1日現在の住所地の市町村長の前年（1月から10月までの間に申請する場合においては、前々年）の所得額の証明書

(受給資格者証の交付等)

第4条 市長は、前条の規定により申請した者が条例第3条に該当し、かつ、第5条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の有効期限)

第5条 受給資格者証の有効期限は、11月1日（出生、転入その他新たに助成要件に該当した場合においては、申請日の属する月の初日）から翌年10月31日（1月1日から10月31日までの間に受給資格者証の交付を受けた場合においては、当年10月31日）までとする。

- 2 条例第3条の規定による助成対象者である者が、月の途中で受給資格を喪失した場合の有効期限は、その事実発生の日の属する月の末日とする。

(受給資格者証の更新等)

第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請した者が条例第5条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

- 3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第4号による再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給資格者証の提示)

第7条 助成対象者が、医療費を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 条例第4条に規定する助成を受けようとするときは、様式第5号による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請方法は、郵便等による発送又は市の窓口への持参のいずれかによるものとする。

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請者に係る助成の額を決定し、助成するものとする。

(届出事項)

第10条 受給資格者は、助成対象者が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、様式第6号による変更届に受給資格者証を添えて、市長に届出なければならない。

(1) 助成対象者が、出生又は死亡したとき。

(2) 助成対象者が、転出したとき。

(3) 助成対象者が、受給資格者の扶養又は養育を受けなくなったとき。

(4) 助成対象者が、医療保険各法の被保険者又は被扶養者でなくなったとき、若しくは適用を受けるべき医療保険各法を異にしたとき。

(5) 助成対象者の氏名又は住所等受給資格者証記載事項の変更があったとき。

(6) 助成対象児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日が経過したとき。

(受給資格者証の返還)

第11条 助成対象者のすべての者が助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

2 二宮町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の二宮町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年二宮町規則第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日前に二宮町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年二宮町条例第21号)の規定により交付された受給資格者証は、平成21年3月31日までに限り、この規則の相当規定により交付された受給資格者証とみなす。